

議案第 6 2 号

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 8 月 3 0 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年亀山市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。